Takachiho Co.,Ltd.

## 最終更新日:2016年7月1日 株式会社タカチホ

久保田 知幸

問合せ先:026(221)6677 証券コード:8225

http://www.kk-takachiho.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# ■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

経営環境が大きく変化するなかで、意思決定のスピード化、管理・チェック体制の強化、経営の透明性の向上とコンプライアンス(法令等遵守)体制の強化はますます重要性を増しており、このような中、当社では経営の意思決定を取締役会にて明確・迅速に行い、決定事項の執行ついても、組織として全力で取り組むこととし、一方で法令等遵守をはじめとしたチェック管理・内部統制管理も充実させ、コーポレート・ガバナンスの適正な構築に努めております。

また経営の透明性、健全性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え継続的に企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり経営の重要課題の一つであると認識しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久保田 知幸	442,000	6.07
久保田 恵一	317,000	4.35
株式会社八十二銀行	311,000	4.27
宮尾 勝	272,500	3.74
長野信用金庫	240,000	3.29
日本証券金融株式会社	231,000	3.17
楽天証券株式会社	198,000	2.72
株式会社SBI証券	166,000	2.28
所 正純	145,000	1.99
黒田 秀子	140,000	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項はありません。
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門は内部監査課内に専任者を置き内部監査を担当し、当社の各業務が法令及び社内規定に準拠し合法かつ適正に行われているかについて随時内部監査を実行しております。また内部監査課とそれ以外の部門とを明確に区分するとともに、各事業部門に選任の事業部長を置くことにより、内部監査組織の確立を図っております。

監査役監査は常勤監査役1名と社外監査役2名で実施しております。常勤監査役は取締役会及び経営会議には常時出席するなど、業務執行の 適法性を中心に監査しており、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。監査役及び内部監査課担当者は相互の意見交換等 を通じ連携を図り、その実効性を高めるよう努めております。

会計監査人は監査役及び内部監査部門担当者と監査内容の報告・協議を行い、連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	查役設置会社
------	--------

### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門は内部監査課内に専任者を置き内部監査を担当し、当社の各業務が法令及び社内規定に準拠し合法かつ適正に行われているかについて随時内部監査を実行しております。また内部監査課とそれ以外の部門とを明確に区分するとともに、各事業部門に選任の事業部長を置くことにより、内部監査組織の確立を図っております。

監査役監査は常勤監査役1名と社外監査役2名で実施しております。常勤監査役は取締役会及び経営会議には常時出席するなど、業務執行の 適法性を中心に監査しており、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。監査役及び内部監査課担当者は相互の意見交換等 を通じ連携を図り、その実効性を高めるよう努めております。

会計監査人は監査役及び内部監査部門担当者と監査内容の報告・協議を行い、連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されて いる人数	1名

## 会社との関係(1) 更新

氏名	<b>属性</b> 会社						≩社と	:の関係(※)							
	馬II a	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m	
角澤 本広	他の会社の出身者													0	
宮坂 廣司	他の会社の出身者													0	

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者 е
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2) 更

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角澤 本広			同氏は金融機関における長年の経験及び財務・会計に関する高い見識を有しており、監査役として企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
宮坂 廣司	0		同氏は金融機関、学校法人での豊富な経験によるコンプライアンス面でのチェック機能により、社内の通常のプロセスに基づく判断をより確実にし、時には補完しアドバイスを期待できるため、社外監査役に選任しております。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しています。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与の必要性は高くないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の第70期(平成27年4月1日~平成28年3月31日)に取締役5名に支払った報酬の総額は57,690千円であります。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬・退職慰労金等に関する規程に基づき決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会や社外監査役の出席する取締役会の開催に際しては、総務部より資料の事前配布や事前説明を行う等、社外監査役に対するサポート体制をとっております。

- 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
  - •取締役会

取締役4名で構成され、毎月2回開催し、経営上の重要事項に関する意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。

#### •経営会議

取締役及び経営戦略決定に必要な部門長で構成され、月2回定期的に開催し重要事項を審議するとともに、計画の進捗状況についての報告及 び対策等の検討を行っております。

#### ·監査役会

当社は監査役(会)制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名(2名は社外監査役)で構成されております。各監査役は、監査役会が策定した年度の監査計画に基づいて監査しております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査課が設置されており、随時必要な内部監査を実施することで業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また監査役監査につきましては、常勤監査役が中心となり取締役会及び経営会議に出席し、取締役の職務執行を監視しております。

#### ·会計監査の状況

会計監査につきましては、清陽監査法人との監査契約に基づき監査を受けております。当社と同監査法人及び業務執行者との間には公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の内2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。またコーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的、中立的な経営監視の機能が重要と考えておりますので、社外監査役2名による監査が実施されている現状の体制において、経営監視機能は有効に機能していると考えております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準、または方針として明確に定めたものはありませんが、選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は招集通知の発送を法定期限より前倒しで発送することに努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示資料、株主通信 http://www.kk-takachiho.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

## ₩ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は招集通知の発送を法定期限より前倒しで発送することに努めております。

2. IRに関する活動状況

and the state of t			
		補足説明	代表者自身 による説明 の有無
	IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示資料、株主通信 http://www.kk-takachiho.jp/	
	IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

スナークバルダーの立場の导車に係る収益		神足説明
	社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	コンプライアンス基本規程、業務従事者行動規範及びコンプライアンス憲章の制定等、法令順守に関する規程を整備し、すべてのステークホルダーから信頼を得るように万全を期しております。
	ステークホルダーに対する情報提供に係 る方針等の策定	内部者取引未然防止規程に基づき、インサイダー取引の未然防止に努めております。また適 時適切な開示に努め、経営の透明性を確保しております。

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの適正な構築のため内部統制システムを整備し、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われる事を確保することが重要であると認識しております。

また内部統制システムの整備により、経営の透明性、健全性及び効率性を確保することが企業価値、株主価値の向上につながると認識しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスに係る社内規程「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス憲章」を定め、「業務従事者行動規範」を中心に取締役及び使用人の法令遵守の強化推進を行っております。またコンプライアンス担当役員により役職員に対し教育・研修を継続的に行っております。また内部通報体制に係る社内規程を定め、取締役及び使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る「取締役会議事録」、「経営会議議事録」、「稟議書」等の重要文書及びその他の情報については「文書管理規程」ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理しており、取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる体制になっております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として管理本部長が管理しており、子会社を含めて全社的対応を行っております。経営戦略上のリスクについては経営会議において、業務上のリスクについては関連部門においてそれぞれリスク分析及びその対応策を検討し、取締役会、経営会議において報告及び審議しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定を効率的に執行するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等を定め、適正且つ効率的に職務の執行が行われる体制を確保しております。

また取締役会を定期的に開催し、各取締役の職務の執行に対する評価・分析を行っている他、取締役、監査役及び経営戦略決定に必要な部門長による経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する事項に係る報告及び重要事項の係るテーマについて審議をしております。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、経営基本方針、年度基本方針に基づき、方針と施策についての協議を行い、経営計画に沿った企業経営を行っております。また取締役会及び経営会議にて子会社管理担当の部門長より業務状況等の執行報告が定例的に行われております。

当社グループ各社の内部監査及び内部統制監査を行う担当部署を設け、グループ各社と協議、情報の共有、指示、伝達を効率的に行っており、その結果を代表取締役及び監査役に報告をしております。

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの適正な構築のため内部統制システムを整備し、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われる事を確保することが重要であると認識しております。

また内部統制システムの整備により、経営の透明性、健全性及び効率性を確保することが企業価値、株主価値の向上につながると認識しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスに係る社内規程「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス憲章」を定め、「業務従事者行動規範」を中心に取締役及び使用人の法令遵守の強化推進を行っております。またコンプライアンス担当役員により役職員に対し教育・研修を継続的に行っております。また内部通報体制に係る社内規程を定め、取締役及び使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定めております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る「取締役会議事録」、「経営会議議事録」、「稟議書」等の重要文書及びその他の情報については「文書管理規程」ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理しており、取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる体制になっております。

## 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として管理本部長が管理しており、子会社を含めて全社的対応を行っております。経営戦略上のリスクについては経営会議において、業務上のリスクについては関連部門においてそれぞれリスク分析及びその対応策を検討し、取締役会、経営会議において報告及び審議しております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定を効率的に執行するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等を定め、適正且つ効率的に職務の執行が行われる体制を確保しております。

また取締役会を定期的に開催し、各取締役の職務の執行に対する評価・分析を行っている他、取締役、監査役及び経営戦略決定に必要な部門長による経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する事項に係る報告及び重要事項の係るテーマについて審議をしております。

#### 5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、経営基本方針、年度基本方針に基づき、方針と施策についての協議を行い、経営計画に沿った企業経営を行っております。また取締役会及び経営会議にて子会社管理担当の部門長より業務状況等の執行報告が定例的に行われております。

当社グループ各社の内部監査及び内部統制監査を行う担当部署を設け、グループ各社と協議、情報の共有、指示、伝達を効率的に行っており、 その結果を代表取締役及び監査役に報告をしております。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性 に関する体制

監査役から要請があった場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとし、当該使用人はその要請に関して取締役会の指揮命令を受けない体制となっております。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席すると共に、取締役からその職務の執行状況の聴取を行い、関係資料を閲覧し意見を述べることができる体制となっております。

取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事象が発生又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、速やかに監査役に報告する体制となっております。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から当社グループに係る会社情報を求められたときは遅延なく提供できるようにするなど、監査役の監査環境の整備を整えております。

また監査役会は代表取締役、監査法人との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査部門との連携を図っております。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。また有効且つ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用を努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済、社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、当社及びグループ各子会社の事業に対する公共の信頼の維持、業務の適正性および健全性を確保することを基本方針としております。

また反社会的勢力による不当要求があった場合、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を図り、組織的且つ速やかに対応してまいります。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

## 買収防衛策の導入の有無

なし

# **V** その他

1. 買収防衛策の導入の有無

## 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

